

静岡県人事委員会は、地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1315

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-938）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与条例第10条の4第1項等の規定による地域手当）</p> <p><b>第4条</b> 給与条例第10条の4第1項、教職員給与条例第11条の3第1項及び警察職員給与条例第11条の8第1項（以下「給与条例第10条の4第1項等」という。）の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた第2条に規定する地域若しくは公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたとき。</p> <p>(2) 職員以外の地方公務員、国家公務員又は次条第1項各号に規定する者に使用される者であった者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）から人事交流等により引き</p>	<p>（給与条例第10条の4第1項等の規定による地域手当）</p> <p><b>第4条</b> 給与条例第10条の4第1項、教職員給与条例第11条の3第1項及び警察職員給与条例第11条の8第1項（以下「給与条例第10条の4第1項等」という。）の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた第2条に規定する地域若しくは公署（以下この条及び第6条第1項第2号において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6か月を超えて在勤していない場合であって、<u>地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたとき（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であって同条第1項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤していたもの</u>にあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が6か月を超えることとなるときを含む。）</u>。</p> <p>(2) 職員以外の地方公務員、国家公務員又は次条第1項各号に規定する者に使用される者であった者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）から人事交流等により引き</p>

続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6か月を超えて在勤していない場合であつて、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条において同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたこととなるとき。

- (3) 職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支

続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6か月を超えて在勤していない場合であつて、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条において同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたこととなるとき（定年再任用短時間勤務職員であつて地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用の前日に給料表の適用を受ける職員（当該地域若しくは公署を異にする異動又は当該在勤する公署の移転の日前6か月以内に職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き当該給料表の適用を受ける職員となったものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の前日から引き続き定年再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に掲げるものとの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6か月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたこととなる（前号に該当するときを除く。）。

2 給与条例第10条の4第1項等の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6か月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（第3号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合のうち最も低い割合

(2) 前項第2号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合

(3) 前項第3号に掲げる場合 適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域

2 給与条例第10条の4第1項等の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（次号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合のうち最も低い割合

(2) 前項第2号に掲げる場合 適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合のうち最も低い割合

(3) 前項第3号に掲げる場合 別に人事委員会が認める場合

手当支給地域等又は対象の期間に在勤して  
いたこととなる当該地域手当支給地域等以  
外の地域手当支給地域等に係る給与条例第  
10条の2第2項等各号に定める割合のうち  
最も低い割合

**第5条** (略)

**第6条** 給与条例第10条の4第2項等の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 次のいずれにも該当する職員で、適用日前1年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合（対象期間において、職員以外の地方公務員等として給与条例第10条の2、教職員給与条例第11条の2及び警察職員給与条例第11条の6（以下「給与条例第10条の2等」という。）の規定により支給される地域手当に相当する手当（以下「相当する手当」という。）の支給割合が給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに給与条例第10条の2等の規定により支給されることとなる

**第5条** (略)

2 給与条例第10条の4第2項等の異動等に準  
ずるものとして人事委員会規則で定めるもの  
は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

**第6条** 給与条例第10条の4第2項等の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいうものとする。

- (1) 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であり、かつ適用日前1年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間に第2条に規定する地域において勤務していた職員（適用日前1年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き職員以外の地方公務員等となったものにあつては、当該期間に同条に規定する地域において勤務していた者）のうち、適用日前1年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に給与条例第10条の4第2項

地域手当の支給割合に満たないときは、当該対象期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとして当該相当する手当の支給割合を給与条例第10条の2第2項等に規定する支給割合とみなした場合)に給与条例第10条の4第1項等に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるもの

ア 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であること。

イ 対象期間に第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前1年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き職員以外の地方公務員等となったものにあつては、当該期間に同条に規定する地域において勤務していた者）であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、これに準ずる者で人事委員会が定めるもの

等に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

(2) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを給与条例第10条の4第2項等に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

(3) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に給与条例第10条の4第1項等の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として給与条例第10条の4第2項等の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要

2 前項に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に掲げる職員 前項第1号の場合に具備することとなる給与条例第10条の4第1項等の支給要件に基づき、給与条例第10条の4第1項等の規定により支給されることとなる額及び期間

(2) 前項第2号に掲げる職員 人事委員会が前号の額及び期間に準ずるものとして定める額及び期間

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における給与条例第10条の2第2項等各号の規定による地域手当の支給割合)

2 平成30年3月31日までの間における職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年静岡県条例第7号)附則第8項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年静岡県条例第8号)附則第7項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年静岡県条例第9号)附則第7項(以下「改正給与条例附則第8項等」という。)の規定により読み替えられた給与条例第10条の2第2項等各号の人事委員会規則で定める割合は、附則

件を具備することとなる者

(4) 前条第2項第2号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者

2 前項第1号から第4号までに規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる職員 前項第1号から第3号までの場合に具備することとなる給与条例第10条の4第1項等の支給要件に基づき、給与条例第10条の4第1項等の規定により支給されることとなる額及び期間

(2) 前項第4号に掲げる職員 人事委員会が別に定める額及び期間

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表のとおりとする。

(平成30年3月31日までの間における給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第11条の7の規定による地域手当の支給割合)

3 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第11条の7に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、100分の16とする。

(平成30年3月31日までの間における給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項の規定による地域手当の支給割合)

4 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項(以下「給与条例附則第7項等」という。)に規定する100分の3.7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、100分の3.7とする。

(県内に在勤する職員に係る地域手当の経過措置)

5 給与条例附則第7項等の規定により地域手当を支給される職員に関する給与条例第10条の4第1項等の規定の適用については、給与条例第10条の4第1項等中「地域手当の支給割合(同条第2項各号)とあるのは、「地域手当の支給割合(給与条例附則第7項等)とする。

(平成30年10月1日までの間における給与条例第10条の4、教職員給与条例第11条の3及び警察職員給与条例第11条の8の規定による地域手当に関する経過措置)

6 平成30年10月1日までの間における第4条

の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合（同項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6か月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合）」と、同条第2項第1号中「前項第1号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第1号に掲げる場合」と、「第3号」とあるのは「この項」と、「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合」とあるのは「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合（対象の期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」と、同項第2号及び第3号中「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合」とあるのは「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合（対象の期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表（附則第2項関係）

<u>都道府県</u>	<u>支給地域</u>	<u>支給割合</u>
<u>東京都</u>	<u>特別区</u>	<u>100分の20</u>
<u>大阪府</u>	<u>大阪市</u>	<u>100分の16</u>
<u>静岡県</u>	<u>裾野市</u>	<u>100分の15</u>
	<u>静岡市</u>	<u>100分の6</u>



	沼津市	100分の6
	御殿場市	
	磐田市	
	浜松市	
	三島市	
	富士宮市	
	富士市	
	焼津市	
	掛川市	
	袋井市	
藤枝市	100分の3	

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表（第2条関係）

都道府県	支給地域	級地
(略)		
静岡県	(略)	(略)
	静岡市	6級地
	沼津市	
	磐田市	
	御殿場市	
	浜松市	7級地
	三島市	
	富士宮市	
	富士市	
	焼津市	
掛川市		
藤枝市		
袋井市		

別表（第2条関係）

都道府県	支給地域	級地
(略)		
静岡県	(略)	(略)
	静岡市	4級地
	その他の地域	5級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、 平成27年4月1日においてそれらの名称を 有する市又は特別区の日における区域に よって示された地域を示し、その後におけ るそれらの名称の変更又はそれらの名称を 有するものの区域の変更によって影響され るものでない。	
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和10年3月31日までの間における地域手当)
- 2 令和10年3月31日までの間における職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第10条の2第1項、静岡県教職員の給与に関する条例(以下「教職員給与条例」という。)第11条の2第1項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例(以下「警察職員給与条例」という。)第11条の6第1項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当に関する規則(以下「規則」という。)第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年静岡県条例第9号。以下「令和7年改正給与条例」という。)附則第5項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年静岡県条例第10号。以下「令和7年改正教職員給与条例」という。)附則第5項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年静岡県条例第11号。以下「令和7年改正警察職員給与条例」という。)附則第5項(以下この項において「令和7年改正給与条例附則第5項等」という。)の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、令和7年改正給与条例附則第5項等の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
  - (1) 20パーセント級地 100分の20
  - (2) 16パーセント級地 100分の16
  - (3) 14パーセント級地 100分の14
  - (4) 7パーセント級地 100分の7
  - (5) 5パーセント級地 100分の5
  - (6) 3パーセント級地 100分の3
  - (7) 2パーセント級地 100分の2
- 4 令和7年改正給与条例附則第5項後段、令和7年改正教職員給与条例附則第5項後段及び令和7年改正警察職員給与条例附則第5項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。  
(県内に在勤する職員に係る地域手当の経過措置)
- 5 給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項の規定により地域手当を支給される職員に関する給与条例第10条の4第1項、教職員給与条例第11条の3第1項及び警察

職員給与条例第 11 条の 8 第 1 項（以下「給与条例第 10 条の 4 第 1 項等」という。）の規定の適用については、給与条例第 10 条の 4 第 1 項等中「地域手当の支給割合（同条第 2 項各号」とあるのは、「地域手当の支給割合（給与条例附則第 7 項、教職員給与条例附則第 7 項及び警察職員給与条例附則第 10 項」とする。

（令和 10 年 3 月 31 日までの間における給与条例第 10 条の 4 等の規定による地域手当に関する経過措置）

6 令和 10 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の規則第 4 条の規定の適用については、同規則第 4 条第 1 項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き 6 か月を超えて在勤していた場合であつて、同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は公署に係る給与条例第 10 条の 2 第 2 項等各号に定める割合が変更されたとき（次項第 1 号において「支給割合の変更の場合」という。）及び次に」と、同条第 2 項第 1 号中「前項第 1 号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第 1 号」とする。

（改正後の地域手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年静岡県条例第 39 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則第 4 条から第 6 条までの規定を適用する。この場合において、同規則第 4 条第 1 項第 1 号中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年静岡県条例第 39 号。以下この条及び次条において「令和 4 年改正条例」という。）附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項」と、同項第 2 号中「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項」と、「同項」とあるのは「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項」と、第 5 条第 2 項第 1 号中「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

（雑則）

8 附則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

#### 附則別表（附則第 2 項及び附則第 4 項関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	20 パーセント級地
大阪府	大阪市	16 パーセント級地
静岡県	裾野市	14 パーセント級地

	静岡市	7パーセント級地
	沼津市 御殿場市 磐田市	5パーセント級地
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	3パーセント級地
	その他の地域	2パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。